網走西部森林管理署白滝森林事務所、網走西部森林管理署支湧別森林事務所、根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所、根釧西部森林管理署川湯森林事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	上川自然保護官事務所	一級地
	幌泉郡えりも町字新浜六一の一五	えりも自然保護官事務所	
	（略）	（略）	（略）
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署屈足森林事務所	
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所	
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所	
	（略）	（略）	（略）

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五別表の一の表北海道の項の規定中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分並びに別表の二の表北海道の項の規定中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分並びに同表備考

網走西部森林管理署白滝森林事務所、網走西部森林管理署支湧別森林事務所、えりも自然保護官事務所、根釧西部森林管理署屈斜路森林事務所、根釧西部森林管理署川湯森林事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	上川自然保護官事務所	一級地
	（新設）	（新設）	
	（略）	（略）	（略）
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署屈足森林事務所	
	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	
	（略）	（略）	（略）

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては、同年九月四日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

中十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係る部分は、平成三十年四月一日から適用する。